

2025年10月

湯河原万葉郷温泉団地管理組合 管理規約抜粋(重要事項)

本資料は管理規約の中で特に重要な項目の抜粋です。初めて組合員になる方は必ず管理規約全文の確認をお願いいたします。

【温泉利用にかかる費用】(2024年度総会にて改定)

温泉の利用条件は温泉権1口につき容量1立法メートル以内の1浴槽に限り、自己入浴用利用のみとし他に引湯や営利目的の利用は禁じられています。

- | | |
|------------|---|
| 1. 温泉維持基本料 | 1口につき 月額 8,000円 |
| 2. 修繕積立金 | 1口につき 月額 8,000円 |
| 3. 給湯使用料 | 基本料金 1口につき 月額 6,000円 (30m ² まで)
超過料金 600円 (30m ² を超え1m ² につき) |
| 4. 自治会費用 | 組合員1人につき 月額 500円 |

※上記費用は組合員の預金口座から自動引き落としとする。

※費用の日割り計算はしないものとする。

【温泉権の名義変更にかかる費用】(2024年度総会にて改定)

温泉権の名義変更等は当管理組合理事会の審査を要しますので管理会社にお問合せください。

- | | |
|-------------|--|
| 1. 売買等名義変更料 | 1口につき 500,000円
ただし、相続・二等親間の区画譲渡又は合併による場合は無料とする。 |
| 2. 温泉権の新規取得 | 1口につき 1,500,000円
温泉権を有しない区画所有者が新規に温泉権を取得する場合 |

【温泉配管に関する管理区分と工事費用】

当組合は源泉から各組合員用の流量計までの配湯管及び設備を維持管理しています。流量計から先の宅地内配管・浴槽等の設置維持管理は各組合員の責任範囲となります。

新規に温泉権を取得し流量計を設置する場合、配湯管から流量計までの配管工事は管理組合指定の工事業者に行わせなければなりません。その際は温泉権取得費用に加えて工事費用も必要となります。

(お問合せ先)

湯河原万葉郷温泉組合ホームページ 湯河原万葉郷温泉組合で検索

温泉設備に関すること AKR 杉山 090-7199-0216

管理費等に関すること エンゼルコミュニティ 山口 070-4405-0522